

「コロナワクチン接種証明書」が新しくなりました

令和3年12月20日から、ワクチン接種証明書が紙以外にスマートフォンでも申請および発行することができるようになりました。

※日本国内での利用については、これまでの紙の接種済証や接種記録書も従来どおりご利用いただけます。

●ワクチン接種証明書（紙）

偽造防止のため、二次元コード付きになりました。
また、「日本国内用」と「海外用」の2種類から選択できます。海外用証明書をご希望の場合は、日本国内用の証明書もあわせて発行されます。

必要書類

●接種証明書（日本国内用）

・本人確認書類（保険証、免許証など）

●接種証明書（海外用および日本国内用）

・パスポート

※代理人申請の場合は、委任状と代理人本人の確認書類が別途必要となります。

申請窓口 雄武町新型コロナウイルス感染症対策室
予防接種係（庁舎別館2階）

●ワクチン接種証明書（電子版）

スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、紙の証明書と同じ内容がスマートフォンの画面で確認できるようになりました。

スマートフォンの専用アプリから申請するにあたり、マイナンバーカードによる本人確認が必要です。

また、マイナンバーカードを読み取ることができるスマートフォンに限ります。

※「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」は、App Store および GooglePlay で公開されています。

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

☎ 0120 - 761 - 770（接種証明書全般）

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120 - 95 - 0178（マイナンバーカード全般）

大規模接種会場等の終了に伴うワクチン2回目未接種の人への予約センター開設について

大規模接種会場や職域接種会場などで接種が進められているモデルナ社ワクチンや、北海道運営の集団接種会場で接種が進められているアストラゼネカ社ワクチンは、令和3年12月以降の各接種会場の終了に伴い、2回目の接種が困難になるケースが一定数生じることが見込まれます。

このことから、北海道では、新たにモデルナ社ワクチンについては、三次医療圏毎に1箇所（計6箇所）、アストラゼネカ社ワクチンについては、道内1箇所の医療機関にご協力いただき、接種体制を確保しました。

北海道では、令和3年12月8日から北海道モデルナ・アストラゼネカワクチン接種予約センターを開設し接種希望者の登録受付を下記のとおり行っています。

北海道モデルナ・アストラゼネカワクチン接種予約センター

設置期間 令和4年2月28日(月)まで

予約方法

電話 0800 - 500 - 6471

※受付時間 平日10時～18時

メール wakuchin_yoyaku@careerfit.co.jp

※聴覚障害のある人向け

●アストラゼネカ社ワクチン（AZワクチン）

〈接種対象者〉

・メッセンジャーRNAワクチンのアレルギーなどでAZワクチンを希望する人

・海外などで1回目を接種し、2回目未接種の人

〈対象医療機関〉

・全道 札幌医科大学附属病院（札幌市）

●武田／モデルナ社ワクチン（TMワクチン）

〈接種対象者〉

・職域（大学拠点）や集団接種、海外などで1回目を接種し、2回目未接種の人

〈対象医療機関〉

・道央 独立行政法人地域医療機能推進機構
札幌北辰病院（札幌市）

・道南 社会福祉法人北海道社会事業協会
函館病院（函館市）

・道北 旭川赤十字病院（旭川市）

・オホーツク 北見赤十字病院（北見市）

・十勝 社会福祉法人北海道社会事業協会
帯広病院（帯広市）

・釧路・根室 市立釧路総合病院（釧路市）

問雄武町新型コロナウイルス感染症対策室予防接種係

介護保険要介護認定高齢者に係る

障害者控除・おむつ代の医療費控除

要介護認定を受けている高齢者などが、所得税や住民税の申告の際に、税の控除を受けるための認定書、証明書を申請により発行します。

障害者控除対象者認定書

障害者手帳（身体・精神・療育）の交付を受けていない場合でも、次の対象者には認定書を発行します。

●対象者

障害者控除

・65歳以上の要介護者で、要介護認定資料に基づく障害高齢者日常生活自立度AもしくはBランクに該当または認知症高齢者等日常生活自立度Ⅳランクに該当する人

特別障害者控除

・65歳以上の要介護者で、要介護認定資料に基づく障害高齢者日常生活自立度Cランクに該当または認知症高齢者等日常生活自立度Mランクに該当する人

●控除額

障害者控除 所得税 27万円 住民税 26万円

特別障害者控除 所得税 40万円 住民税 30万円

おむつ代の医療費控除証明書

要介護認定を受けている人で、町が発行するおむつ代の医療費控除証明書により、医師による治療を受けるため必要な費用であることが明らかにされたものについては、医療費控除の対象となります。

おむつ代の医療費控除証明書は、医師が作成する「おむつ使用証明書」をお持ちのうえ、保険給付係で申請をしてください。また、この申請をするのが2年目以降の場合は、「おむつ使用証明書」は不要となります。

●控除額

その年中に支払った医療費の総額から、保険金などで補てんされる金額を除き、さらに10万円または所得金額の5%のいずれか少ない額を差し引いた残りが医療費控除額となります。

問い合わせ

保健福祉課保険給付係（認定書・証明書の発行）

税財管理課課税係（税の控除）

公共施設の年末年始の休みについて

●役場、議会事務局、教育委員会、保育所、農業委員会、児童センター、ごみの収集

12月31日(金)～1月5日(水)

●国民健康保険病院

※緊急外来は年末年始も受け付けています

12月31日(金)～1月5日(水)

●スポーツセンター、武道センター

12月28日(火)～1月7日(金)

●町民センター

12月29日(水)～1月6日(木)

●図書館

12月30日(木)～1月5日(水)

●消防雄武支署は年中無休です。

●お急ぎの用がありましたら、役場まで
問い合わせください。

